

平成16年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成17年11月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計95地方公共団体からの報告に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間を対象に

- 特定施設の届出等の状況
- 特定施設に係る規制事務実施状況
- 設置者による測定結果報告状況
- 土壌汚染対策の状況
- 都道府県・政令市における条例制定状況
- その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成17年11月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

・ 特定施設の届出等の状況	1
・ 特定施設に係る規制事務実施状況	5
・ 設置者による測定結果報告状況	6
・ 土壌汚染対策の状況	7
・ 都道府県・政令市における条例制定状況	7
・ その他	7
表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	9
表 - 2 水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	12
表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	13
表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	14
表 - 6 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別 - 都道府県・政令市別）	15
表 - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別）	21
表 - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	31
表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	33
表 - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別） - 都道府県・政令市別）	34
表 - 11 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	41
表 - 12 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	41
表 - 13 適用除外等の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	42
表 - 14 その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	42
表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	43
表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	43
表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	44
表 - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	45
表 - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	47
表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	49
表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	50
表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	51
表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	52
表 - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	53
表 - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別）	58

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	61
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種別 - 都道府県・政令市別)……………	65
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	66
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	67
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	66
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)……………	68
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)……………	68
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種別 - 都道府県・政令市別)……………	69
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)……………	70
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)……………	71
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……………	72
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成17年6月30日現在)……………	73
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成17年6月30日現在)……………	80
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成17年6月30日現在)……………	81
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成17年4月～6月)……………	82
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別：平成17年4月～6月)……………	83
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成17年4月～6月)……………	84
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成17年4月～6月)……………	85
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成17年4月～6月)……………	86
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種別 - 都道府県・政令市別：平成17年4月～6月)……………	93

・特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

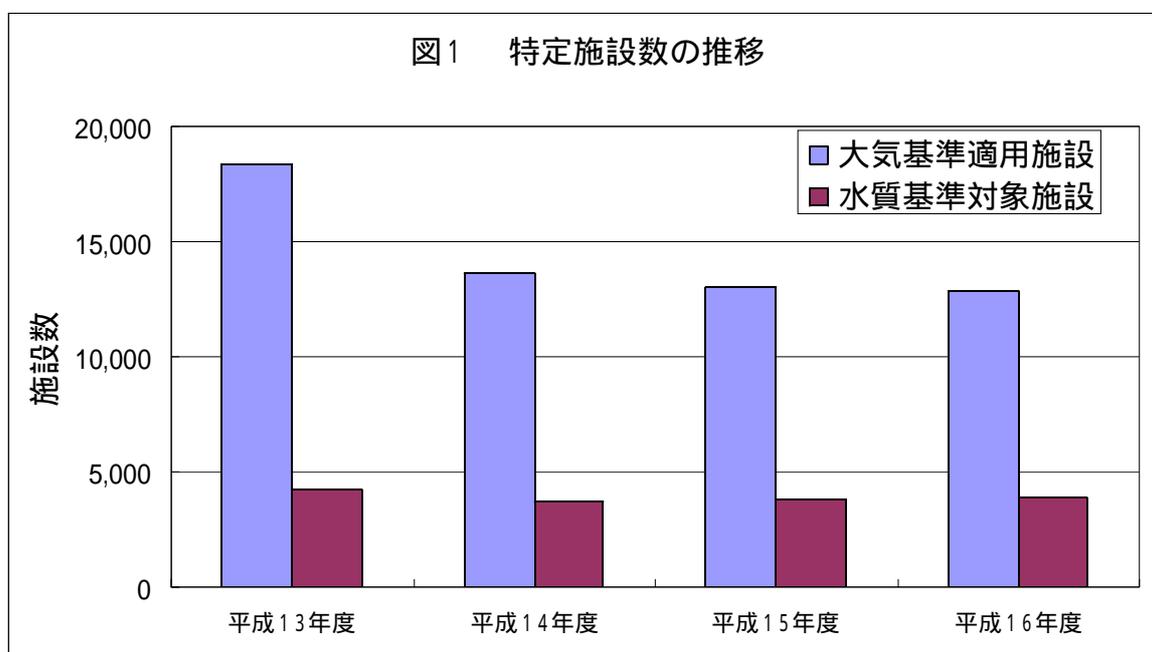
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成17年3月31日において、大気基準適用施設数は12,784、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて3,880である。事業場数は、大気関係が9,546、水質関係が1,918である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数12,811、水質基準対象施設数3,896であり、事業場数は、大気関係9,559、水質関係1,926である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成16年度はほぼ前年度並であった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成15年度末の施設数	13,005
	平成16年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	395
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	57
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	673
	平成16年度末の施設数 (事業場数)	(12,784 9,546)
鉱山保安法等関係施設	平成16年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	27 (20)
計	平成16年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	(12,811 9,559)

注2) 既設の未届施設で、平成16年度に新たに届出がなされたもの。

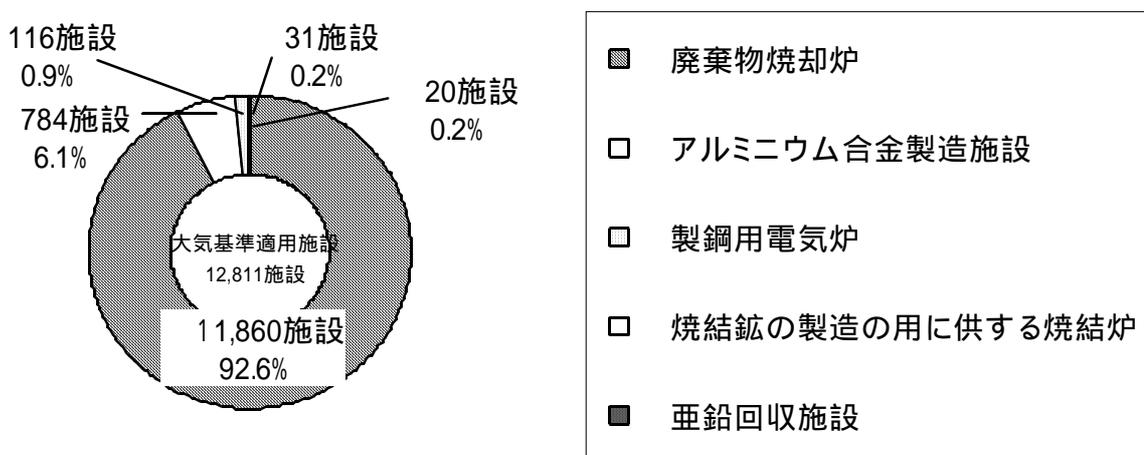
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（7事業場）があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く11,860施設であり、全体の92.6%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設784施設、製鋼用電気炉116施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合（平成16年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 3, 322 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 9, 489 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 15 年度末の施設数	3, 774
	平成 16 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} 〔新設（法第 12 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）〕	197
	使用届出 ^{注7)} 〔既設（法第 13 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）〕	58
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注8)} （法第 14 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項） 使用廃止届出（法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条） } [廃止等]	149
	平成 16 年度末の施設数（事業場数）	3, 880 (1, 918)
鉱山保安法関係施設	平成 16 年度末の施設数（事業場数） ^{注9)}	16 (12)
計	平成 16 年度末の施設数（事業場数） ^{注10)}	3, 896 (1, 926)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 16 年度に新たに届出がなされたものを含む。

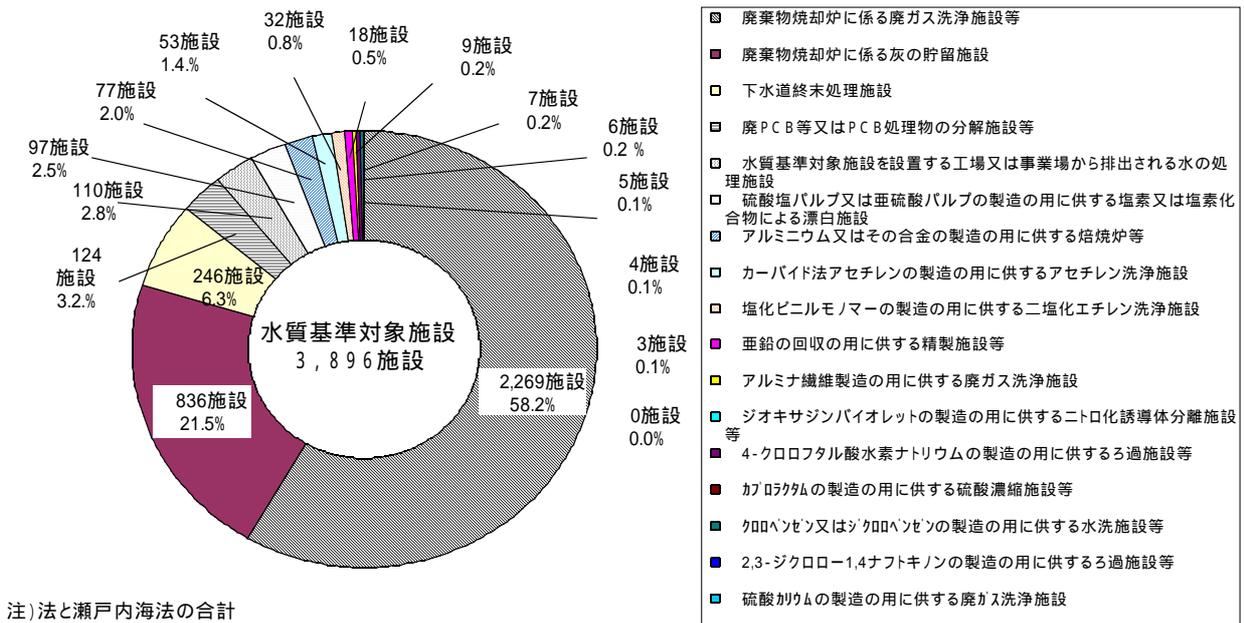
注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（4 事業場）があるため、合計が一致しない。

平成 16 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗淨施設と湿式集じん施設が 2, 269 施設、灰の貯留施設が 836 施設であり、合わせて、全体の 79.7% を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）が 246 施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成16年度末現在)



1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

. 特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係8,016件、水質関係1,370件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係46件、水質関係4件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係5,850件（口頭指導2,668件、文書指導3,182件）、水質関係300件（口頭指導145件、文書指導155件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設146件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）4件であり、それらのうち、49件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令29件、一時停止命令17件、水質基準適用事業場について改善命令3件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条第1項に基づく立入検査件数	8,016	1,370
命令件数 ^{注12)}	46	4
指導件数 ^{注13)}	5,850	300
基準超過件数 ^{注14)}	146	4

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

・設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、9,297施設（報告対象施設数12,564）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、84施設（対象施設540）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、642事業場（報告対象事業場数715）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は15事業場（報告対象事業場数30）から報告があった。

注15)平成16年4月1日から平成17年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数	9,297	642
（報告対象数）	（12,564）	（715）

注16)平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11 に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

・ 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に、新たに香川県が1地域を土壌汚染対策地域に指定している。なお、本地域は、その後土壌汚染対策計画が策定され、本計画に基づく事業が実施されており、事業完了後の平成17年8月12日に土壌汚染対策地域の指定が解除されている。

また、報告徴収、立入検査等の件数について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況を特定事業場種類別にまとめた。

・ 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成17年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・兵庫県・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

・ その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1 及び表 - 2 に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3～5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3 取りまとめ以降の平成17年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5 に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成17年6月末までの措置状況
(表 - 6 ~ 11)

表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6 に全国の状況を、表 - 7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成17年6月30日現在の状況について、表 - 8 及び表 - 9 に全国の状況を、表 - 10 及び表 - 11 に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。